

兵庫労働局発表
平成24年11月14日

職業安定部職業対策課

課長	甲斐芳久
課長補佐	田渕泰啓
障害者雇用担当官	尾崎郁子
電話	078 (367) 0810
FAX	078 (367) 3853

民間企業の障害者の実雇用率は、1.79%
(全国の実雇用率は1.69%)

兵庫労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成24年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は1.8%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

なお、法定雇用率は平成25年4月1日に改定されます（民間企業の場合は1.8%→2.0%）。

民間企業（56人以上規模の企業）における状況は、以下のとおり。

- 雇用されている障害者の数（3ページ（注）参照。以下同じ。）が、前年に比べて4.2%（459.0人）増加し、11,397.5人となった。（全国では4.4%（16,164.5人）の増加）
- 実雇用率は、前年に比べて0.07ポイント上昇し、1.79%となった。（全国では0.04ポイント上昇し、1.69%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年に比べて1.7ポイント上昇し、54.0%となった。（全国では1.5ポイント上昇し、46.8%）
- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、56～100人未満規模企業、100～300人未満規模企業、500～1,000人未満規模企業で前年より増加した。実雇用率は、300～500人未満規模企業（前年と同率）を除く全ての規模の区分で前年より上昇した。法定雇用率達成企業の割合も、300～500人未満規模企業のみ前年より低下し、他の規模は上昇となった。

このような状況から、兵庫労働局としては、以下の2点に取り組んでまいります。

- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導（5ページ参照）を厳正に実施するとともに、福祉・教育等関係機関との連携により、就職の準備前から職場定着までの一貫した「チーム支援」を推進してまいります。
- ・ 平成25年4月1日より障害者法定雇用率が引き上げられることに伴い、現時点における雇用率未達成企業はもとより、現在の障害者雇用数であれば法定雇用率引上げ後には未達成となる可能性のある企業、公的機関に対して、早い段階から指導・助言を行います。
また、雇用率引上げにより、障害者雇用義務が新たに生じる50人～56人未満規模企業等に対して、法定雇用率改定の周知・啓発を行います。

1 民間企業における雇用状況

(1) 一般の民間企業

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業：法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は11,397.5人で、前年より4.2%（459.0人）増加した。

このうち、身体障害者は8,241.5人、知的障害者は2,833.0人、精神障害者は323.0人であった。

実雇用率は1.79%（前年は1.72%）、法定雇用率達成企業の割合は54.0%（前年は52.3%）であった。

〔6ページ 1 (1) 概況〕

○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、300～500人未満規模企業、1,000人以上規模企業以外は前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.79%）と比較すると、

※ 500～1,000人未満規模企業（1.81%）、1,000人以上規模企業（1.85%）については、上回った。

※ 56～100人未満規模企業（1.64%）、300～500人未満規模企業（1.70%）については、下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、56～100人未満規模企業（48.3%）、100～300人未満規模企業（59.1%）、500～1,000人未満規模企業（57.0%）、1,000人以上規模企業（59.3%）で、前年より上昇した。

〔7ページ 1 (2) 企業規模別の雇用状況〕

○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、農業・林業・漁業、建設業、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、不動産業・物品賃貸業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、サービス業で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.79%）と比較すると、

※ 農業・林業・漁業（2.13%）、製造業（1.82%）、生活関連サービス業・娯楽業（2.71%）、医療・福祉（1.99%）、サービス業（2.50%）では上回った。

〔8～11ページ 1 (3) 産業別の雇用状況〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、72.8%を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の60.3%となっている。

〔12ページ 1 (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数〕

(2) 特殊法人（独立行政法人等）

独立行政法人等の特殊法人（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は、102.5人であり、実雇用率は1.84%と前年に比べ0.26ポイント上昇している（8法人のうち5法人が達成）。

〔6ページ 1 (1) 概況〕

〔13ページ 1 (5) 法定雇用率2.1%が適用される特殊法人における詳細状況〕

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県・市町の機関

兵庫県及び市町の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は1,307.0人であり、実雇用率は2.50%と前年と比べ0.04ポイント上昇している（82機関のうち80機関が達成。未達成の2機関については、労働局による指導を実施した結果、現時点では2機関も達成となり、全82機関が達成となっている）。

〔14ページ 2 (1) 概況〕

〔15～18ページ 2 (2) 法定雇用率2.1%が適用される県・市町の機関における詳細状況〕

(2) 教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される兵庫県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会に在職している障害者の数は619.0人であり、実雇用率は2.04%と前年に比べ0.07ポイント低下している（6機関のうち6機関が達成）。

〔14ページ 2 (1) 概況〕

〔19ページ 2 (3) 法定雇用率2.0%が適用される教育委員会における詳細状況〕

(注) ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …… 1. 8 %
（56人以上規模の企業）
 - 特殊法人等 …… 2. 1 %
 - 労働者数48人以上規模の特殊法人、
 - 独立行政法人、国立大学法人等
- 国、地方公共団体 …… 2. 1 %
（48人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会 …… 2. 0 %
（50人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

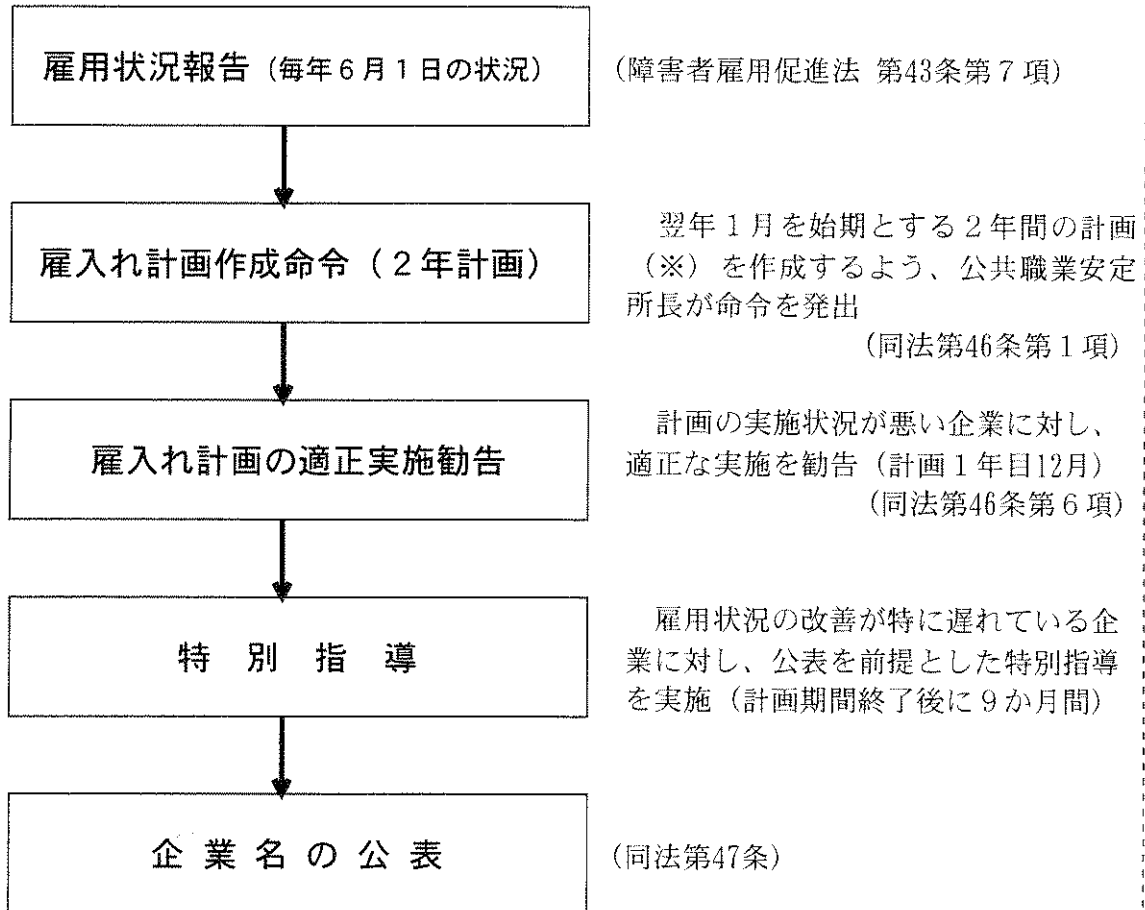
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 法定雇用率については、平成25年4月1日に改定することとしており、それぞれ、一般の民間企業：1.8%→2.0%、特殊法人等、国、地方公共団体：2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会：2.0%→2.2%となる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※全 国 〔指導実績〕

- 平成23年度の実績
 - * 「雇入れ計画作成命令」の発出 363社
 - * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 165社
 - * 「特別指導」の実施 80社
- 雇入れ計画を実施中の企業 980社（23年度末現在）
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 - 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 - 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 - 23年度 3社（うち1社は再公表）

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者雇用状況(全国・兵庫県)

(平成24年6月1日現在)

兵庫労働局職業安定部職業対策課

1 民間企業における雇用状況

(1) 概況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	障害者数	実雇用率	
一般の 民間企業 [1.8%]	企業 76,308 (75,313)	人 22,577,527.0 (22,260,915.5)	人 382,363.5 (366,199.0)	% 1.69 (1.65)	% 46.8 (45.3)	企業 2,698 (2,681)	人 638,360.0 (637,596.5)	人 11,397.5 (10,938.5)	% 1.79 (1.72)	% 54.0 (52.3)
特殊法人 [2.1%]	法人 305 (288)	人 359,343.5 (347,228.0)	人 7,647.0 (7,231.0)	% 2.13 (2.08)	% 74.4 (69.8)	法人 8 (8)	人 5,557.0 (5,053.0)	人 102.5 (80.0)	% 1.84 (1.58)	% 62.5 (50.0)

(全国数値の資料出所 厚生労働省職業安定局 (以下同じ))

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
一般の 民間企業 [1.8%]	人 382,363.5 (366,199.0)	人 291,013.5 (284,428.0)	人 74,743.0 (68,747.0)	人 16,607.0 (13,024.0)	人 11,397.5 (10,938.5)	人 8,241.5 (8,087.5)	人 2,833.0 (2,598.5)	人 323.0 (252.5)
特殊法人 [2.1%]	人 7,647.0 (7,231.0)	人 6,343.5 (6,167.5)	人 776.0 (630.5)	人 527.5 (433.0)	人 102.5 (80.0)	人 51.5 (50.0)	人 51.0 (30.0)	人 0.0 (0.0)

注 1 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	
規模計	企業 76,308 (75,313)	人 22,577,527.0 (22,260,915.5)	人 382,363.5 (366,199.0)	% 1.69 (1.65)	% 46.8 (45.3)	企業 2,698 (2,681)	人 638,360.0 (637,596.5)	人 11,397.5 (10,938.5)	% 1.79 (1.72)	% 54.0 (52.3)
56～ 100人未満	企業 29,599 (29,200)	人 2,186,941.0 (2,156,943.0)	人 30,297.5 (29,345.0)	% 1.39 (1.36)	% 43.7 (43.1)	企業 1,082 (1,054)	人 79,753.5 (77,499.5)	人 1,309.5 (1,220.5)	% 1.64 (1.57)	% 48.3 (46.1)
100～ 300人未満	企業 33,003 (32,620)	人 5,094,595.0 (5,043,862.5)	人 73,422.5 (70,805.0)	% 1.44 (1.40)	% 48.5 (47.0)	企業 1,182 (1,198)	人 181,201.5 (181,745.0)	人 3,252.5 (3,090.0)	% 1.79 (1.70)	% 59.1 (57.5)
300～ 500人未満	企業 6,436 (6,248)	人 2,292,805.5 (2,218,378.0)	人 37,396.0 (34,856.0)	% 1.63 (1.57)	% 46.8 (45.0)	企業 211 (211)	人 74,502.0 (74,855.5)	人 1,264.0 (1,276.0)	% 1.70 (1.70)	% 50.2 (57.8)
500～ 1000人未満	企業 4,190 (4,206)	人 2,709,840.5 (2,714,946.0)	人 46,055.0 (44,782.5)	% 1.70 (1.65)	% 47.1 (44.3)	企業 142 (136)	人 92,060.0 (88,220.0)	人 1,665.0 (1,434.5)	% 1.81 (1.63)	% 57.0 (44.1)
1,000人以上	企業 3,080 (3,039)	人 10,293,345.0 (10,126,786.0)	人 195,192.5 (186,410.5)	% 1.90 (1.84)	% 57.5 (49.8)	企業 81 (82)	人 210,843.0 (215,276.5)	人 3,906.5 (3,917.5)	% 1.85 (1.82)	% 59.3 (54.9)

注 1 (1) ①と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
規模計	382,363.5 (366,199.0)	人 291,013.5 (284,428.0)	人 74,743.0 (68,747.0)	人 16,607.0 (13,024.0)	人 11,397.5 (10,938.5)	人 8,241.5 (8,087.5)	人 2,833.0 (2,598.5)	人 323.0 (252.5)
56～ 100人未満	30,297.5 (29,345.0)	人 20,278.0 (19,854.0)	人 8,780.5 (8,564.0)	人 1,239.0 (927.0)	人 1,309.5 (1,220.5)	人 819.0 (775.5)	人 459.0 (428.5)	人 31.5 (16.5)
100～ 300人未満	73,422.5 (70,805.0)	人 54,642.5 (53,577.0)	人 15,691.0 (14,678.0)	人 3,089.0 (2,550.0)	人 3,252.5 (3,090.0)	人 2,215.5 (2,164.5)	人 966.0 (863.0)	人 71.0 (62.5)
300～ 500人未満	37,396.0 (34,856.0)	人 28,434.0 (27,455.5)	人 7,234.5 (6,094.5)	人 1,727.5 (1,306.0)	人 1,264.0 (1,276.0)	人 933.0 (984.0)	人 300.0 (262.0)	人 31.0 (30.0)
500～ 1000人未満	46,055.0 (44,782.5)	人 36,095.0 (35,447.5)	人 7,958.0 (7,741.5)	人 2,002.0 (1,593.5)	人 1,665.0 (1,434.5)	人 1,308.0 (1,180.0)	人 304.0 (222.5)	人 53.0 (32.0)
1,000人以上	195,192.5 (186,410.5)	人 151,564.0 (148,094.0)	人 35,079.0 (31,669.0)	人 8,549.5 (6,647.5)	人 3,906.5 (3,917.5)	人 2,966.0 (2,983.5)	人 804.0 (822.5)	人 136.5 (111.5)

注 1 (1) ②と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業 人	人	人	%	%	企業 人	人	人	%	%
産業計	76,308 (75,313)	22,577,527.0 (22,260,915.5)	382,363.5 (366,199.0)	1.69 (1.65)	46.8 (45.3)	2,698 (2,681)	638,360.0 (637,596.5)	11,397.5 (10,938.5)	1.79 (1.72)	54.0 (52.3)
農業、林業、漁業	217 (217)	27,181.0 (26,864.0)	468.0 (460.5)	1.72 (1.71)	56.2 (57.1)	7 (8)	984.0 (941.0)	21.0 (16.5)	2.13 (1.75)	85.7 (62.5)
鉱業、採石業、 砂利採取業	42 (44)	8,431.0 (8,312.5)	124.5 (130.0)	1.48 (1.56)	57.1 (54.5)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
建設業	2,576 (2,559)	615,500.0 (608,668.0)	9,351.0 (8,886.5)	1.52 (1.46)	47.3 (45.3)	74 (73)	8,447.0 (8,074.5)	124.0 (116.5)	1.47 (1.44)	66.2 (63.0)
製造業	20,538 (20,480)	6,597,765.5 (6,574,568.5)	119,118.5 (116,663.5)	1.81 (1.77)	55.4 (54.1)	883 (895)	249,466.0 (250,635.0)	4,536.5 (4,439.5)	1.82 (1.77)	60.9 (59.8)
電気・ガス・熱供 給・水道業	193 (208)	219,326.5 (226,278.0)	4,107.0 (4,181.0)	1.87 (1.85)	49.7 (45.7)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	— (—)	— (—)
情報通信業	3,683 (3,732)	1,251,975.0 (1,257,623.0)	17,815.5 (17,466.5)	1.42 (1.39)	27.1 (26.2)	38 (40)	10,360.5 (10,168.0)	147.0 (145.5)	1.42 (1.43)	31.6 (37.5)
運輸業、郵便業	5,514 (5,399)	1,407,254.0 (1,391,762.0)	24,448.0 (23,526.5)	1.74 (1.69)	51.2 (49.1)	215 (208)	36,588.5 (35,859.5)	594.0 (574.5)	1.62 (1.60)	55.3 (51.9)
卸売業、小売業	12,789 (12,588)	3,843,701.5 (3,750,222.5)	56,753.5 (53,001.0)	1.48 (1.41)	36.0 (34.8)	381 (369)	119,139.5 (122,593.0)	1,830.0 (1,866.5)	1.54 (1.52)	39.4 (38.8)
金融業、保険業	1,264 (1,300)	1,192,784.5 (1,209,233.0)	20,958.5 (20,880.5)	1.76 (1.73)	41.7 (39.7)	24 (24)	13,205.0 (13,283.5)	201.5 (205.0)	1.53 (1.54)	33.3 (29.2)
不動産業、物品 賃貸業	1,243 (1,259)	346,464.5 (336,083.0)	4,814.5 (4,734.5)	1.39 (1.41)	33.7 (33.8)	36 (33)	5,385.5 (4,688.0)	59.0 (52.5)	1.10 (1.12)	41.7 (27.3)
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,944 (1,854)	562,817.0 (563,391.0)	8,429.0 (8,257.0)	1.50 (1.47)	34.3 (32.6)	59 (61)	18,259.0 (18,961.0)	278.5 (302.5)	1.53 (1.60)	49.2 (44.3)
宿泊業、飲食 サービス業	2,264 (2,225)	668,552.5 (639,832.5)	10,558.0 (9,503.5)	1.58 (1.49)	40.9 (39.1)	69 (71)	15,309.5 (15,071.0)	215.5 (222.5)	1.41 (1.48)	42.0 (47.9)
生活関連サービス 業、娯楽業	2,428 (2,436)	561,055.0 (551,434.5)	10,880.0 (10,288.0)	1.94 (1.87)	38.6 (35.6)	91 (85)	13,282.5 (12,724.5)	360.5 (335.0)	2.71 (2.63)	44.0 (42.4)
教育、学習支援業	1,618 (1,627)	390,274.5 (389,861.5)	5,543.0 (5,335.5)	1.42 (1.37)	41.5 (39.0)	73 (74)	14,673.5 (14,437.5)	189.5 (171.5)	1.29 (1.19)	41.1 (40.5)
医療、福祉	11,880 (11,395)	2,190,148.0 (2,056,642.0)	43,402.5 (39,076.0)	1.98 (1.90)	56.7 (55.3)	500 (483)	79,960.5 (76,148.0)	1,593.0 (1,348.5)	1.99 (1.77)	58.8 (56.9)
複合サービス事業	887 (898)	299,439.5 (639,080.5)	4,767.0 (11,415.0)	1.59 (1.79)	49.2 (48.1)	21 (21)	9,015.0 (9,034.0)	139.0 (156.5)	1.54 (1.73)	47.6 (61.9)
サービス業	7,228 (7,036)	2,394,857.0 (2,017,427.5)	40,825.0 (32,205.5)	1.70 (1.60)	43.0 (41.8)	227 (236)	44,284.0 (44,978.0)	1,108.5 (985.5)	2.50 (2.19)	55.9 (50.4)

注 1 (1) ①と同じ

※ 平成23年度の産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
産業計	人 382,363.5 (366,199.0)	人 291,013.5 (284,428.0)	人 74,743.0 (68,747.0)	人 16,607.0 (13,024.0)	人 11,397.5 (10,938.5)	人 8,241.5 (8,087.5)	人 2,833.0 (2,598.5)	人 323.0 (252.5)
農業、林業、漁業	人 468.0 (460.5)	人 286.0 (282.0)	人 165.0 (162.5)	人 17.0 (16.0)	人 21.0 (16.5)	人 16.0 (11.5)	人 4.0 (4.0)	人 1.0 (1.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	人 124.5 (130.0)	人 123.5 (125.0)	人 1.0 (3.0)	人 0.0 (2.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
建設業	人 9,351.0 (8,886.5)	人 8,774.0 (8,432.5)	人 315.5 (275.5)	人 261.5 (178.5)	人 124.0 (116.5)	人 115.0 (109.5)	人 6.0 (4.0)	人 3.0 (3.0)
製造業	人 119,118.5 (116,663.5)	人 93,924.0 (93,246.0)	人 21,997.0 (20,831.5)	人 3,197.5 (2,586.0)	人 4,536.5 (4,439.5)	人 3,504.0 (3,481.5)	人 916.0 (868.5)	人 116.5 (89.5)
電気・ガス・熱供 給・水道業	人 4,107.0 (4,181.0)	人 3,824.0 (3,914.5)	人 201.5 (198.0)	人 81.5 (68.5)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)	人 0.0 (0.0)
情報通信業	人 17,815.5 (17,466.5)	人 15,931.0 (15,742.5)	人 823.5 (789.0)	人 1,061.0 (935.0)	人 147.0 (145.5)	人 142.0 (138.5)	人 2.0 (4.0)	人 3.0 (3.0)
運輸業、郵便業	人 24,448.0 (23,526.5)	人 19,791.5 (19,405.5)	人 3,752.5 (3,427.0)	人 904.0 (694.0)	人 594.0 (574.5)	人 520.0 (514.0)	人 51.0 (45.0)	人 23.0 (15.5)
卸売業・小売業	人 56,753.5 (53,001.0)	人 38,373.0 (36,986.0)	人 15,065.5 (13,463.0)	人 3,315.0 (2,552.0)	人 1,830.0 (1,866.5)	人 1,260.0 (1,256.0)	人 518.5 (552.5)	人 51.5 (58.0)
金融業、保険業	人 20,958.5 (20,880.5)	人 19,946.0 (20,023.0)	人 558.5 (499.0)	人 454.0 (358.5)	人 201.5 (205.0)	人 196.5 (201.5)	人 3.0 (1.0)	人 2.0 (2.5)
不動産業、物品 賃貸業	人 4,814.5 (4,734.5)	人 3,858.5 (3,764.0)	人 715.5 (780.0)	人 240.5 (190.5)	人 59.0 (52.5)	人 52.0 (50.0)	人 5.5 (2.5)	人 1.5 (0.0)
学術研究、専門・ 技術サービス業	人 8,429.0 (8,257.0)	人 7,058.0 (7,063.0)	人 1,026.5 (902.5)	人 344.5 (291.5)	人 278.5 (302.5)	人 214.0 (256.0)	人 56.5 (34.5)	人 8.0 (12.0)
宿泊業、飲食 サービス業	人 10,558.0 (9,503.5)	人 5,443.5 (5,007.0)	人 4,522.0 (4,084.0)	人 592.5 (412.5)	人 215.5 (222.5)	人 125.0 (135.0)	人 82.0 (85.5)	人 8.5 (2.0)
生活関連サービス 業、娯楽業	人 10,880.0 (10,288.0)	人 5,562.5 (5,180.5)	人 4,733.5 (4,661.5)	人 584.0 (446.0)	人 360.5 (335.0)	人 153.0 (149.5)	人 201.5 (180.5)	人 6.0 (5.0)
教育、学習支援業	人 5,543.0 (5,335.5)	人 4,923.5 (4,746.5)	人 441.0 (456.0)	人 178.5 (133.0)	人 189.5 (171.5)	人 183.5 (170.0)	人 2.0 (0.0)	人 4.0 (1.5)
医療、福祉	人 43,402.5 (39,076.0)	人 29,499.5 (27,246.0)	人 11,393.5 (9,923.5)	人 2,509.5 (1,906.5)	人 1,593.0 (1,348.5)	人 981.5 (905.5)	人 543.5 (395.0)	人 68.0 (48.0)
複合サービス事業	人 4,767.0 (11,415.0)	人 3,947.5 (8,943.0)	人 642.0 (1,523.0)	人 177.5 (949.0)	人 139.0 (156.5)	人 118.0 (130.5)	人 21.0 (26.0)	人 0.0 (0.0)
サービス業	人 40,825.0 (32,205.5)	人 29,747.5 (24,148.0)	人 8,389.0 (6,756.0)	人 2,688.5 (1,301.5)	人 1,108.5 (985.5)	人 661.0 (578.5)	人 420.5 (395.5)	人 27.0 (11.5)

注 1(1) ②と同じ

※ 平成23年度の産業計はその他分類不能の産業を含む。

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	全 国					兵 庫				
	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合	企業数	雇 用 状 況			達成企業 の割合
		法定雇用障害者数 の算定の基礎とな る労働者数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数	障害者数	実雇用率	
	企業	人	人	%	%	企業	人	人	%	%
製造業計	20,538 (20,480)	6,597,765.5 (6,574,568.5)	119,118.5 (116,663.5)	1.81 (1.77)	55.4 (54.1)	883 (895)	249,466.0 (250,635.0)	4,536.5 (4,439.5)	1.82 (1.77)	60.9 (59.8)
食料品・たばこ	3,323 (3,266)	860,784.5 (848,634.5)	16,813.0 (16,220.5)	1.95 (1.91)	62.7 (60.6)	143 (149)	46,648.5 (48,098.5)	862.5 (873.0)	1.85 (1.82)	67.1 (63.1)
繊維工業	822 (849)	147,586.0 (153,013.5)	2,926.5 (2,986.0)	1.98 (1.95)	64.2 (63.7)	23 (26)	2,680.0 (2,991.0)	58.0 (64.0)	2.16 (2.14)	78.3 (76.9)
木材・家具	397 (402)	71,221.5 (72,219.5)	1,374.0 (1,408.0)	1.93 (1.95)	64.7 (64.7)	12 (12)	1,235.5 (1,230.0)	27.0 (24.0)	2.19 (1.95)	66.7 (58.3)
パルプ・紙・印刷	1,603 (1,617)	327,791.0 (325,513.0)	5,503.5 (5,504.0)	1.68 (1.69)	52.3 (52.1)	43 (44)	5,926.0 (5,949.5)	101.5 (112.0)	1.71 (1.88)	65.1 (61.4)
化学工業	2,157 (2,147)	812,850.0 (804,050.5)	14,363.5 (13,637.0)	1.77 (1.70)	49.9 (47.0)	104 (96)	23,611.5 (22,988.5)	390.5 (352.0)	1.65 (1.53)	59.6 (57.3)
窯業・土石	566 (569)	124,084.5 (125,254.5)	2,115.5 (2,179.0)	1.70 (1.74)	53.9 (55.4)	18 (17)	2,991.5 (2,920.0)	51.0 (45.0)	1.70 (1.54)	55.6 (52.9)
鉄鋼	461 (446)	169,727.0 (164,886.5)	2,960.5 (2,771.0)	1.74 (1.68)	57.5 (55.4)	36 (36)	21,005.5 (20,085.5)	394.0 (378.0)	1.88 (1.88)	61.1 (61.1)
非鉄金属	412 (397)	131,602.0 (127,477.5)	2,308.5 (2,167.5)	1.75 (1.70)	52.4 (51.1)	17 (16)	3,767.5 (3,491.5)	76.0 (71.0)	2.02 (2.03)	64.7 (68.8)
金属製品	1,646 (1,636)	289,692.0 (287,762.5)	5,111.0 (5,035.5)	1.76 (1.75)	55.3 (54.0)	86 (89)	17,618.0 (17,647.5)	354.5 (323.5)	2.01 (1.83)	65.1 (58.4)
電気機械	2,144 (2,115)	1,095,885.0 (1,078,545.0)	20,576.0 (20,078.5)	1.88 (1.86)	55.4 (54.8)	115 (118)	31,173.0 (32,422.5)	570.0 (584.0)	1.83 (1.80)	60.9 (60.2)
その他機械	4,797 (4,849)	1,905,639.5 (1,914,716.0)	33,497.5 (33,072.5)	1.76 (1.73)	53.1 (51.7)	203 (212)	65,314.0 (65,424.5)	1,154.5 (1,137.5)	1.77 (1.74)	53.2 (56.6)
その他	2,210 (2,187)	660,902.5 (672,495.5)	11,569.0 (11,604.0)	1.75 (1.73)	52.9 (51.8)	83 (80)	27,495.0 (27,386.0)	497.0 (475.5)	1.81 (1.74)	59.0 (58.8)

注 1 (1) ①と同じ

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
製造業計	人 119,118.5 (116,663.5)	人 93,924.0 (93,246.0)	人 21,997.0 (20,831.5)	人 3,197.5 (2,586.0)	人 4,536.5 (4,439.5)	人 3,504.0 (3,481.5)	人 916.0 (868.5)	人 116.5 (89.5)
食料品・たばこ	人 16,813.0 (16,220.5)	人 9,416.5 (9,206.5)	人 6,937.5 (6,642.0)	人 459.0 (372.0)	人 862.5 (873.0)	人 486.5 (496.5)	人 351.5 (355.5)	人 24.5 (21.0)
繊維工業	人 2,926.5 (2,986.0)	人 2,192.5 (2,262.0)	人 659.5 (657.5)	人 74.5 (66.5)	人 58.0 (64.0)	人 37.5 (44.5)	人 19.5 (18.5)	人 1.0 (1.0)
木材・家具	人 1,374.0 (1,408.0)	人 1,088.5 (1,131.5)	人 248.0 (247.5)	人 37.5 (29.0)	人 27.0 (24.0)	人 20.0 (17.0)	人 7.0 (7.0)	人 0.0 (0.0)
パルプ・紙・印刷	人 5,503.5 (5,504.0)	人 4,488.5 (4,513.0)	人 878.5 (875.0)	人 136.5 (116.0)	人 101.5 (112.0)	人 77.5 (81.0)	人 22.0 (30.0)	人 2.0 (1.0)
化学工業	人 14,363.5 (13,637.0)	人 11,472.0 (11,068.5)	人 2,538.0 (2,301.0)	人 353.5 (267.5)	人 390.5 (352.0)	人 326.5 (305.5)	人 41.5 (30.0)	人 22.5 (16.5)
窯業・土石	人 2,115.5 (2,179.0)	人 1,651.0 (1,735.0)	人 414.0 (403.0)	人 50.5 (41.0)	人 51.0 (45.0)	人 46.0 (40.0)	人 4.0 (4.0)	人 1.0 (1.0)
鉄鋼	人 2,960.5 (2,771.0)	人 2,639.0 (2,495.5)	人 243.0 (212.5)	人 78.5 (63.0)	人 394.0 (378.0)	人 379.0 (365.0)	人 7.0 (7.0)	人 8.0 (6.0)
非鉄金属	人 2,308.5 (2,167.5)	人 1,803.5 (1,703.5)	人 415.5 (409.5)	人 89.5 (54.5)	人 76.0 (71.0)	人 52.0 (49.0)	人 23.0 (21.0)	人 1.0 (1.0)
金属製品	人 5,111.0 (5,035.5)	人 3,717.5 (3,755.0)	人 1,273.0 (1,187.0)	人 120.5 (93.5)	人 354.5 (323.5)	人 227.5 (218.5)	人 120.0 (100.0)	人 7.0 (5.0)
電気機械	人 20,576.0 (20,078.5)	人 17,867.0 (17,539.5)	人 2,176.0 (2,083.5)	人 533.0 (455.5)	人 570.0 (584.0)	人 502.5 (524.0)	人 55.0 (50.5)	人 12.5 (9.5)
その他機械	人 33,497.5 (33,072.5)	人 28,354.0 (28,432.5)	人 4,223.5 (3,922.0)	人 920.0 (718.0)	人 1,154.5 (1,137.5)	人 963.5 (960.0)	人 160.0 (154.0)	人 31.0 (23.5)
その他	人 11,569.0 (11,604.0)	人 9,234.0 (9,403.5)	人 1,990.5 (1,891.0)	人 344.5 (309.5)	人 497.0 (475.5)	人 385.5 (380.5)	人 105.5 (91.0)	人 6.0 (4.0)

注 1 (1) ②と同じ

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	全 国									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	40,614 (100.0%)	26,419 (65.0%)	8,678 (21.4%)	2,881 (7.1%)	1,380 (3.4%)	1,073 (2.6%)	140 (0.3%)	37 (0.1%)	6 (0.0%)	24,799 (61.1%)
56～ 100人未満	16,671 (100.0%)	16,671 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	16,200 (97.2%)
100～ 300人未満	16,993 (100.0%)	8,156 (48.0%)	7,054 (41.5%)	1,460 (8.6%)	289 (1.7%)	34 (0.2%)	- -	- -	- -	8,516 (50.1%)
300～ 500人未満	3,422 (100.0%)	903 (26.4%)	889 (26.0%)	789 (23.1%)	550 (16.1%)	291 (8.5%)	- -	- -	- -	77 (2.3%)
500～ 1000人未満	2,218 (100.0%)	487 (22.0%)	491 (22.1%)	442 (19.9%)	365 (16.5%)	413 (18.6%)	20 (0.9%)	- -	- -	5 (0.2%)
1,000人 以上	1,310 (100.0%)	202 (15.4%)	244 (18.6%)	190 (14.5%)	176 (13.4%)	335 (25.6%)	120 (9.2%)	37 (2.8%)	6 (0.5%)	1 (0.1%)

区分	兵 庫 県									
	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数								障害者の 数が0人で ある企業数
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人以上	
規模計	1,242 (100.0%)	904 (72.8%)	220 (17.7%)	65 (5.2%)	24 (1.9%)	26 (2.1%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	749 (60.3%)
56～ 100人未満	559 (100.0%)	559 (100.0%)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	541 (96.8%)
100～ 300人未満	484 (100.0%)	283 (58.5%)	166 (34.3%)	31 (6.4%)	3 (0.6%)	1 (0.2%)	- -	- -	- -	208 (43.0%)
300～ 500人未満	105 (100.0%)	39 (37.1%)	30 (28.6%)	18 (17.1%)	11 (10.5%)	7 (6.7%)	- -	- -	- -	0 (0.0%)
500～ 1000人未満	61 (100.0%)	19 (31.1%)	16 (26.2%)	12 (19.7%)	6 (9.8%)	8 (13.1%)	0 (0.0%)	- -	- -	0 (0.0%)
1,000人 以上	33 (100.0%)	4 (12.1%)	8 (24.2%)	4 (12.1%)	4 (12.1%)	10 (30.3%)	1 (3.0%)	2 (6.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注 1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 法定雇用率2.1%が適用される特殊法人における詳細状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫教育大学	254.5	8.0	3.14	0.0	
神戸大学	2,942.0	55.5	1.89	5.5	
兵庫県土地開発公社	67.0	3.0	4.48	0.0	
兵庫県住宅供給公社	156.0	3.0	1.92	0.0	
神戸市外国語大学	93.0	1.0	1.08	0.0	
神戸市民病院機構	950.5	21.0	2.21	0.0	
加古川市民病院機構	763.5	10.0	1.31	6.0	
明石市立市民病院	330.5	1.0	0.30	5.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 概況

① 概況

区分	全 国					兵 庫 県				
	機関数	雇 用 状 況			達成機関 の割合	機関数	雇 用 状 況			達成機関 の割合
		法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	障害者数	実雇用率			法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	障害者数	実雇用率	
法定雇用率2.1% が適用される県・ 市町の機関	機関 2,467 (2,510)	人 1,376,669.5 (1,376,037.5)	人 31,612.5 (31,168.0)	% 2.30 (2.27)	% 86.8 (84.1)	機関 82 (87)	人 52,384.0 (52,037.5)	人 1,307.0 (1,279.0)	% 2.50 (2.46)	% 97.6 (96.6)
法定雇用率2.0% が適用される教育 委員会	121 (139)	673,631.0 (686,659.5)	12,677.5 (12,154.0)	1.88 (1.77)	70.2 (67.6)	6 (7)	30,364.5 (30,341.5)	619.0 (641.0)	2.04 (2.11)	100.0 (100.0)

注 1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「法定雇用率2.0%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会である。

4 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	全 国				兵 庫 県			
	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数	障害者数	身体障害者数	知的障害者数	精神障害者数
法定雇用率2.1% が適用される県・ 市町の機関	人 31,612.5 (31,168.0)	人 30,296.0 (30,036.5)	人 561.5 (513.0)	人 755.0 (618.5)	人 1,307.0 (1,279.0)	人 1,274.0 (1,244.0)	人 15.0 (14.0)	人 18.0 (21.0)
法定雇用率2.0% が適用される教育 委員会	人 12,677.5 (12,154.0)	人 12,184.0 (11,830.0)	人 254.0 (189.0)	人 239.5 (135.0)	人 619.0 (641.0)	人 613.0 (635.0)	人 0.0 (0.0)	人 6.0 (6.0)

注 1 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

2 「法定雇用率2.0%が適用される教育委員会」とは、都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会である。

3 ()内は平成23年6月1日現在の数値である。

なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 法定雇用率2.1%が適用される県・市町の機関における詳細状況

① 兵庫県知事部局の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県知事部局	7,673.5	185.0	2.41	0.0	特例認定あり 注4

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

② 兵庫県機関(企業局、警察等)の状況

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県企業庁	191.5	8.0	4.18	0.0	
兵庫県病院局	2,076.0	46.5	2.24	0.0	
兵庫県警察本部	982.0	22.0	2.24	0.0	

注 2(2)①と同じ

③ 市の機関の状況

市	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	8,037.0	212.0	2.64	0.0	
姫路	2,342.0	54.5	2.33	0.0	
尼崎	2,582.0	69.0	2.67	0.0	
明石	1,808.0	42.0	2.32	0.0	特例認定あり 注4
西宮	2,851.0	71.0	2.49	0.0	
洲本	386.0	11.0	2.85	0.0	
芦屋	642.0	17.0	2.65	0.0	
伊丹	1,379.0	42.0	3.05	0.0	特例認定あり 注4
相生	259.0	10.0	3.86	0.0	
豊岡	671.5	18.0	2.68	0.0	
加古川	1,063.0	23.0	2.16	0.0	
たつの	538.0	13.0	2.42	0.0	
赤穂	261.0	7.0	2.68	0.0	
西脇	453.5	10.0	2.21	0.0	

市	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
宝塚	1418.0	32.0	2.26	0.0	特例認定あり 注4
三木	590.0	17.0	2.88	0.0	
高砂	515.0	12.0	2.33	0.0	
川西	710.5	18.0	2.53	0.0	
小野	399.5	14.0	3.50	0.0	
三田	1001.0	23.0	2.30	0.0	特例認定あり 注4
加西	262.5	5.5	2.10	0.0	
篠山	357.0	10.0	2.80	0.0	特例認定あり 注4
養父	321.0	6.0	1.87	0.0	
丹波	815.5	19.0	2.33	0.0	特例認定あり 注4
南あわじ	652.0	16.0	2.45	0.0	特例認定あり 注4
朝来	358.0	7.0	1.96	0.0	
淡路	493.5	11.0	2.23	0.0	特例認定あり 注4
宍粟	514.0	11.0	2.14	0.0	
加東	408.0	7.0	1.72	1.0	注5

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 加東市においては、10月10日現在、障害者数10.0人、実雇用率2.47%、不足数0.0人となっている。

④ 町の機関の状況

町	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
猪名川	165.0	5.0	3.03	0.0	
多可	199.0	4.0	2.01	0.0	
稲美	202.0	5.0	2.48	0.0	特例認定あり 注4
播磨	275.5	6.0	2.18	0.0	特例認定あり 注4
神河	407.0	9.5	2.33	0.0	
市川	91.0	2.0	2.20	0.0	
福崎	147.0	3.0	2.04	0.0	
太子	152.5	4.0	2.62	0.0	
上郡	128.0	3.0	2.34	0.0	
佐用	371.5	5.0	1.35	2.0	注5
香美	238.0	4.0	1.68	0.0	
新温泉	246.0	6.0	2.44	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 佐用町においては、10月1日現在、障害者数7.0人、実雇用率1.88%、不足数0.0人となっている。

⑤ 教育委員会の状況

教育委員会	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
洲本	70.0	3.0	4.29	0.0	
相生	85.5	2.0	2.34	0.0	
豊岡	436.5	11.0	2.52	0.0	
加古川	213.0	5.0	2.35	0.0	
たつの	104.0	3.0	2.88	0.0	
赤穂	113.0	2.5	2.21	0.0	
西脇	84.5	2.0	2.37	0.0	
宝塚	432.0	11.0	2.55	0.0	
三木	135.5	5.0	3.69	0.0	
高砂	85.0	2.0	2.35	0.0	
川西	147.0	3.0	2.04	0.0	
小野	87.5	2.0	2.29	0.0	
加西	147.5	3.0	2.03	0.0	
養父	140.0	2.0	1.43	0.0	
朝来	170.0	5.0	2.94	0.0	
宍粟	66.0	3.0	4.55	0.0	
加東	67.0	2.0	2.99	0.0	
猪名川	48.0	1.0	2.08	0.0	
多可	142.0	2.0	1.41	0.0	
太子	77.0	2.0	2.60	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 「特例認定」とは、地方公共団体(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

⑥ 市町水道事業の状況

水道事業	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸	907.0	32.0	3.53	0.0	
姫路	87.5	2.0	2.29	0.0	
尼崎	161.0	4.0	2.48	0.0	
明石	100.0	6.0	6.00	0.0	
西宮	239.5	7.5	3.13	0.0	
加古川	56.0	2.0	3.57	0.0	
宝塚	134.0	3.0	2.24	0.0	
川西	83.0	3.0	3.61	0.0	
阪神水道	244.0	5.0	2.05	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑦ 市町病院事業の状況

病院事業	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
豊岡病院組合	468.0	9.0	1.92	0.0	
赤穂	203.0	5.0	2.46	0.0	
高砂	163.0	4.0	2.45	0.0	
川西	109.0	2.0	1.83	0.0	
八鹿病院組合	311.0	6.0	1.93	0.0	
加西	153.0	4.0	2.61	0.0	

注 2(2)①と同じ

⑧ 市町交通機関の状況

交通機関	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	416.0	14.0	3.37	0.0	
尼崎市	64.0	1.0	1.56	0.0	

注 2(2)①と同じ

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会における詳細状況

① 兵庫県教育委員会の状況

	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
兵庫県教育委員会	22,260.5	446.0	2.00	0.0	

注 2 (2) ①と同じ

②市町教育委員会の状況

教育委員会	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 備考
神戸市	5,527.0	110.0	1.99	0.0	
姫路市	668.5	17.0	2.54	0.0	
尼崎市	812.5	18.0	2.22	0.0	
西宮市	930.5	24.0	2.58	0.0	
芦屋市	165.5	4.0	2.42	0.0	

注 2 (2) ①と同じ

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあつては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.69	0.04	46.8	1.5	35,694	76,308
北海道	1.78	0.05	50.1	1.4	1,388	2,772
青森	1.70	0.03	47.5	0.7	347	731
岩手	1.79	0.02	52.2	0.6	404	774
宮城	1.63	0.03	46.4	0.4	540	1,164
秋田	1.56	0.03	51.3	0.5	298	581
山形	1.64	0.09	52.4	2.3	398	759
福島	1.64	0.05	48.4	1.6	522	1,079
茨城	1.59	0.05	51.4	3.8	617	1,200
栃木	1.59	0.00	49.5	△0.2	462	933
群馬	1.59	0.04	47.8	1.4	537	1,123
埼玉	1.62	0.11	43.9	4.9	1,022	2,330
千葉	1.63	0.06	48.9	2.8	870	1,779
東京	1.66	0.05	33.7	1.5	5,416	16,062
神奈川	1.63	0.07	45.1	2.7	1,657	3,673
新潟	1.59	0.05	47.6	1.5	690	1,451
富山	1.71	0.06	57.3	2.6	488	851
石川	1.57	0.01	52.6	0.2	427	812
福井	2.27	0.08	55.6	0.5	311	559
山梨	1.69	0.00	52.7	4.0	238	452
長野	1.83	0.01	60.9	3.9	787	1,293
岐阜	1.70	0.05	52.9	0.7	628	1,187
静岡	1.65	0.04	48.9	2.9	1,122	2,294
愛知	1.61	0.02	43.8	1.0	2,132	4,872
三重	1.57	0.06	50.2	0.8	440	877
滋賀	1.78	0.18	54.7	4.3	345	631
京都	1.80	0.02	49.7	1.6	714	1,438
大阪	1.69	0.06	44.9	1.1	2,817	6,273
兵庫	1.79	0.07	54.0	1.7	1,456	2,698
奈良	2.15	0.07	59.3	4.2	270	455
和歌山	1.89	0.07	60.6	1.7	286	472
鳥取	1.80	0.02	56.6	0.2	205	362
島根	1.88	0.04	62.3	△0.3	282	453
岡山	1.82	0.08	49.8	△0.3	583	1,171
広島	1.78	0.01	48.5	△0.6	882	1,820
山口	2.28	0.04	56.4	3.6	421	746
徳島	1.68	0.01	57.8	2.0	201	348
香川	1.75	0.04	60.0	△0.1	397	662
愛媛	1.71	0.07	50.8	2.6	401	789
高知	1.98	0.10	56.4	0.9	241	427
福岡	1.69	0.06	49.9	0.8	1,435	2,877
佐賀	2.13	△0.03	69.4	1.3	318	458
長崎	2.08	0.04	57.0	△1.1	437	766
熊本	1.97	△0.03	54.4	△2.1	535	983
大分	2.10	0.10	58.7	△0.4	385	656
宮崎	1.96	0.02	65.2	4.1	399	612
鹿児島	1.92	△0.01	59.7	△1.6	540	905
沖縄	1.95	0.15	57.7	1.9	403	698

障害者雇用状況等の推移（民間企業）

《兵庫労働局》

区 分	調査対象 企業数	常用労働者数 (除外労働者を除く)	雇 用 障 害 者 数	雇 用 率		雇用率達成企業の割合	
				県	国	県	国
平成 元年6月1日	1, 639	440, 685	6, 275	1. 42	1. 32	55. 6	51. 6
2年6月1日	1, 661	440, 284	6, 386	1. 45	1. 32	56. 8	52. 2
3年6月1日	1, 761	461, 478	6, 825	1. 48	1. 32	57. 2	51. 8
4年6月1日	1, 849	477, 681	7, 267	1. 52	1. 36	56. 6	51. 9
5年6月1日	1, 866	491, 378	7, 738	1. 57	1. 41	56. 4	51. 4
6年6月1日	1, 866	491, 499	7, 742	1. 58	1. 44	56. 5	50. 4
7年6月1日	1, 722	463, 308	7, 428	1. 60	1. 45	57. 4	50. 6
8年6月1日	1, 737	466, 976	7, 496	1. 61	1. 47	56. 6	50. 5
9年6月1日	1, 748	467, 504	7, 612	1. 63	1. 47	57. 7	50. 2
10年6月1日	1, 786	472, 917	7, 713	1. 63	1. 48	57. 7	50. 1
11年6月1日	1, 920	469, 281	7, 826	1. 67	1. 49	52. 8	44. 7
12年6月1日	1, 926	455, 859	7, 720	1. 69	1. 49	52. 5	44. 3
13年6月1日	1, 942	451, 808	7, 698	1. 70	1. 49	52. 3	43. 7
14年6月1日	1, 968	456, 858	7, 740	1. 69	1. 47	52. 0	42. 5
15年6月1日	1, 991	454, 657	7, 708	1. 70	1. 48	52. 4	42. 5
16年6月1日	2, 061	482, 549	7, 994	1. 66	1. 46	51. 8	41. 7
17年6月1日	2, 186	502, 840	8, 424	1. 68	1. 49	53. 0	42. 1
18年6月1日	2, 273	524, 356	8,904. 5	1. 70	1. 52	55. 1	43. 4
19年6月1日	2, 398	544, 839	9,560. 5	1. 75	1. 55	55. 8	43. 8
20年6月1日	2, 510	563, 942	9,925. 0	1. 76	1. 59	54. 9	44. 9
21年6月1日	2, 502	567, 536	9,997. 0	1. 76	1. 63	54. 4	45. 5
22年6月1日	2, 491	571, 034	10,316. 0	1. 81	1. 68	56. 6	47. 0
23年6月1日	2, 681	637, 596. 5	10,938. 5	1. 72	1. 65	52. 3	45. 3
24年6月1日	2, 698	638, 360. 0	11,397. 5	1. 79	1. 69	54. 0	46. 8

〈注〉 1. 昭和63年6月1日調査から雇用障害者の中に知的障害者を含んでおり、平成5年6月1日調査から重度知的障害者をダブルカウントしており、重度障害者である短時間労働者が含まれている。

2. 平成18年6月1日調査から雇用障害者の中に精神障害者を含んでいる。

3. 平成23年6月1日調査から雇用障害者の中に重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者を含んでいる。

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。

事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

Q1. なぜ障害者雇用を進める必要があるのでしょうか？

A1. 障害者雇用を進めていく根底には、「共生社会」実現の理念があります。障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するためには、職業による自立を進めることが重要です。

なお、障害者雇用率制度に基づく雇用義務を履行しない事業主は、法律に基づき、雇入れ計画作成命令などの行政指導を受けるとともに、その後も改善が見られない場合、企業名が公表されます。

Q2. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A2. 「障害者に向いている仕事」「向いていない仕事」というものではなく、一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職までさまざまな職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

Q3. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A3. 障害者雇用納付金制度※においても、平成25年4月1日から新しい法定雇用率が適用されます。従って、平成26年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（平成25年4月から平成26年3月までの申告対象期間）から新しい法定雇用率で算定していただくことになります。

※ 障害者雇用納付金制度とは…

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金、各種の助成金を支給する制度です。

障害者を雇用するには、作業施設・設備の改善や職場環境の整備など、経済的負担が伴います。この納付金制度は、障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図りつつ、障害者雇用の水準を高めることを目的としています。

Q4. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A4. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、さまざまな支援制度をご利用いただけます。まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

<利用可能な支援の例>

- 障害者雇用に関する各種相談、職業紹介 → ハローワーク
- 職場定着支援、事業主への助言 → 地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- 各種助成金 → ハローワーク、高齢・障害・求職者雇用支援機構

(参考)厚生労働省ホームページ

トップページ「分野別の政策」>雇用・労働>雇用>施策情報「障害者雇用対策」
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

